

令和6年度住宅のリフォーム に一律8万円を助成します



三浦市では、市内の経済活性化を図ると共に、市民のみなさんの住環境の向上を目的として、市内の施工業者により行う住宅、マンション（賃貸は除く）のリフォームに対して助成を行っています。

●助成対象であるか下記1～3の記載事項をチェックしてください。

1 申請者

- 三浦市内で住民登録をしている方
- 市税を滞納していない方
- 対象住宅を所有している方
- 対象住宅に自ら居住している方
- 暴力団員ではない方



2 三浦市内に所有する建物

- 戸建て住宅
- 併用住宅は住宅部分
- マンション（賃貸は除く）

3 工事

- 工事費が、消費税等を除いて20万円以上のもの
- 市内の施工業者によるリフォーム工事
（ただし量販店・ホームセンターによる施工のものは除く）
- 事前に工事を行っていないもの（令和7年3月31日までに工事完成の完了報告ができるもの）

4 手続き

申請

- ・申請に必要な書類…申請書、見積書（写し）、工事着工前の日付入り写真（建物外観+リフォーム前の状況）
- ・受付後、書類審査を行います。なお、郵送による受付は行っていません。
- ・見積書、写真の日付は申請日の直近（概ね2か月以内）とする。

審査・抽選

交付決定

- ・申し込みが予定件数を超えた場合は公開抽選を行い、結果をホームページにてお知らせします。なお、当選者には交付決定通知書を郵送でお送りします。また、落選者にははがきにより通知します。

着工

※交付決定前の工事着工は、助成対象になりませんので、必ず交付決定通知を受けてから工事を始めてください。

事業完了報告及び助成金交付

- ・工事完了後の提出書類…事業完了報告書、領収書等の写し、工事中・工事完了後の日付入り写真。また必要に応じて現場確認を行います。
- ・事業完了報告書受理から概ね3週間ほどで助成金（8万円）を指定された口座に振込みます。

◆受付期間



| | 受付期間(土日祝除く) | 受付場所 | 受付時間 |
|-----|-------------|----------------------|------------|
| 第1期 | 終了 | 市役所 第2分館 2階 財産管理課 | 🕒: 9時~12時 |
| 第2期 | 8月1日~8月26日 | | 🕒: 13時~16時 |
| 第3期 | (10月予定) | | |

対象となるリフォーム工事一覧(例)

| No. | リフォームの内容 | 備考 |
|-----|-----------------------|---------------------------|
| 1 | 耐震改修工事に伴うリフォーム | 木造住宅耐震改修補助事業を利用している部分は対象外 |
| 2 | 既存住宅の増築 | 建築確認済証、完成後は検査済証の写しが必要 |
| 3 | 浴室、トイレ、洗面所等の水周りのリフォーム | |
| 4 | 屋根の葺き替え、塗装、防水工事 | 軒天井、破風、鼻隠しを含む |
| 5 | 外壁の張替、塗装などのリフォーム | |
| 6 | 床、壁、天井材の張替、塗装などのリフォーム | |
| 7 | 壁、天井のクロス張替 | |
| 8 | 部屋の間仕切の撤去や変更などの工事 | |
| 9 | 畳、ふすま紙などの取替や張替 | |
| 10 | サッシ、玄関ドアなどの取替 | |
| 11 | 雨樋の取替、補修 | |
| 12 | 防音・断熱工事 | |
| 13 | 住居内の電気、給排水換気設備工事 | |
| 14 | バリアフリー改修工事 | |

※他の補助・助成制度を利用している場合は対象外

対象とならないリフォーム工事一覧(例)

| No. | リフォームの内容 | 備考 |
|-----|-----------------------|-----------------------------------|
| 1 | 店舗、工場、事務所等のリフォーム | 住宅ではないため |
| 2 | 門扉、フェンス、ブロック塀等の外構工事 | 住宅本体ではないため |
| 3 | 車庫、物置、倉庫等の工事 | |
| 4 | 樹木の剪定、植樹等の植栽工事 | |
| 5 | 下水道、合併処理浄化槽工事 | 合併処理浄化槽工事については、下水道課にて補助対象となる場合あり。 |
| 6 | 防犯ライト、カメラ、インターホンの設置工事 | |
| 7 | 太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事 | |
| 8 | 電話、インターネット回線の引き込み工事 | |
| 9 | テレビアンテナ、地デジ対応工事 | |
| 10 | エアコン、ガス・石油暖房器具等の家電設備 | |
| 11 | カーテン、ブラインドの取替 | |
| 12 | ウォシュレットのみの交換工事 | |
| 13 | 解体、新築、改築工事 | |

※市では、電話や訪問などによるリフォームや耐震診断などの勧誘は一切行っていません。

お問い合わせ 財産管理課 ☎046-882-1111 内線 251